

北秋田市 通学路安全プログラム

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に北秋田市の各小学校の通学路について関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。その結果、安全対策が実施され改善が図られています。

平成26年に通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「北秋田市通学路交通安全プログラム」を策定しました。また、平成30年5月に新潟市において下校中の児童が殺害されるという痛ましい事件が起きたことから、交通安全の視点のみならず、防犯の視点も合わせて、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように「北秋田市通学路安全プログラム」を策定し、通学路の安全確保を図っていきます。

2 北秋田市における通学路の定義

北秋田市の小・中学校における通学路とは、道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路及びその他の道路の内、児童及び生徒が通学のため通常使用する経路で、校長が指定した道路及びその区間をいいます。

3 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で協議し策定しました。

- ◇国土交通省能代河川国道事務所担当者
- ◇秋田県北秋田地域振興局建設部保全・環境課担当者
- ◇北秋田警察署担当者
- ◇北秋田市総務課担当者
- ◇北秋田市総合政策課担当者
- ◇北秋田市建設部建設課担当者
- ◇北秋田市市民生活部生活課担当者
- ◇北秋田市児童委員・民生委員代表者
- ◇見守り隊代表者
- ◇北秋田市教育委員会学校教育課担当者
- ◇北秋田市教育委員会生涯学習課担当者

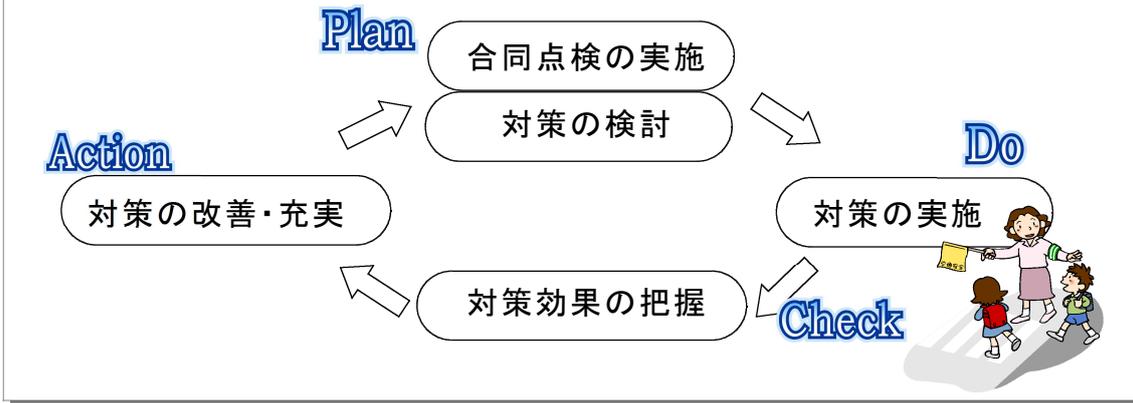
◆事務局は北秋田市教育委員会学校教育課に置く。

4 取組方針と具体的な実施方法

(1)基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

通学路安全確保のためのP D C Aサイクル



(2)通学路合同点検の実施方法

- ① 北秋田市では、平成24年度の緊急合同点検実施までは毎年、市教育委員会から各校に「通学路及び学区内の危険箇所調査」を依頼し、保護者や地域の方々、並びに必要なに応じて警察も含めて実態を把握し、必要なに応じて対策を講じてきました。
また、市PTA連合会の市長に対する同様の要望に対しても、市関係部署で対応してきました。
- ② 本合同点検については、①の調査を毎年実施するとともに、市PTA連合会の要望などから、各校の通学路の危険箇所の実態把握を行います。
- ③ 把握した通学路の危険箇所については、「北秋田市通学路安全推進会議」において検討し、特に緊急性の高いものについては、同会議で合同点検を行います。ただし、全ての通学路の合同点検は行いません。
- ④ 積雪期においても、情報収集を行い緊急性の高い事案については、合同点検を行い、必要な応じた対策を講じます。
- ⑤ 合同点検実施の際には、同会議の委員に教職員、PTA関係者、自治会長等地域の代表者を加えて行います。

通学路等の危険箇所対策方法



なものは即座に対策する。



(3) 対策の検討及び実施

- ① 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的なメニューを検討します。
- ② 具体的な対策の実施については、通学路安全対策会議のメンバーが所属する部署が関係する内容において、予算確保を含めた実施方法等を検討し、その結果については、通学路安全対策会議に報告します。
- ③ 対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(4) 対策効果の把握と改善・充実

- ① 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実施した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒や地域住民へのアンケート調査を実施したり、車両と歩行者離間の測定や現地見聞を実施したりします。
- ② 対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

5 箇所図・箇所一覧表の公表について

小・中学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小・中学校ごとの「対策一覧表」及び「対策検討危険箇所図」を作成し共通理解を図ります。

北秋田市通学路安全プログラム及び対策が実施された箇所については、市ホームページ等で公表します。

北秋田市通学路安全推進会議及び通学路安全プログラムは、平成31年4月1日から施行する。